

家畜衛生だより

渡り鳥が飛来する季節に突入！自己点検の実施と報告を！！

鳥インフルエンザウイルスの発生予防には、適切な対策の維持・継続が重要です。

そこで今年度も、飼養衛生管理者による飼養衛生管理基準の遵守状況の全国一斉点検を実施します。令和6年10月～令和7年5月までの毎月初めに、下記7項目について自己点検し、その結果を家畜保健衛生所に御報告ください。また、今年度から、飼養衛生管理等支援システムによる報告もできるようになりましたので、システムの活用もぜひ御検討ください。

【点検項目】

- ① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
- ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
- ④ 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
- ⑤ 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
- ⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- ⑦ ねずみ及び害虫の駆除

報告時の注意事項も
御確認ください



【報告方法】

メール、FAX又は電話、飼養衛生管理等支援システム

※1 メール・FAXの場合は、別紙報告様式を御利用ください。

※2 メールの場合、様式を参考に、「①〇②〇③ー」のように本文に記載いただいても構いません。

【報告期限】

10月～翌5月までの間、**毎月10日**までに御報告ください。

早期発見・早期通報をお願いします！

- 毎日、健康状態をよく観察してください。
- 死亡羽数の増加、産卵率低下、元気消失などの異状がみられた場合は、すぐに家畜保健衛生所に御連絡ください。



eMAFF の利用登録
はお済みですか？

飼養衛生管理等支援システム運用開始！

飼養衛生管理支援システム(家畜衛生ポータル)は、農林水産省が提供するシステムで、自己点検の報告や定期報告の提出ができます。

御利用には、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)の利用登録が必要です。登録がお済みでない方は、別添チラシを御参照のうえ、積極的な登録をお願いします。

家畜衛生ポータルは、インターネットブラウザから操作できます。下記 URL や QR コードからアクセスください。

家畜衛生ポータルへのアクセスはこちら

<https://www.rearing-hygiene.maff.go.jp/login>



●各項目報告時の注意事項

A. 屋内で飼養している場合

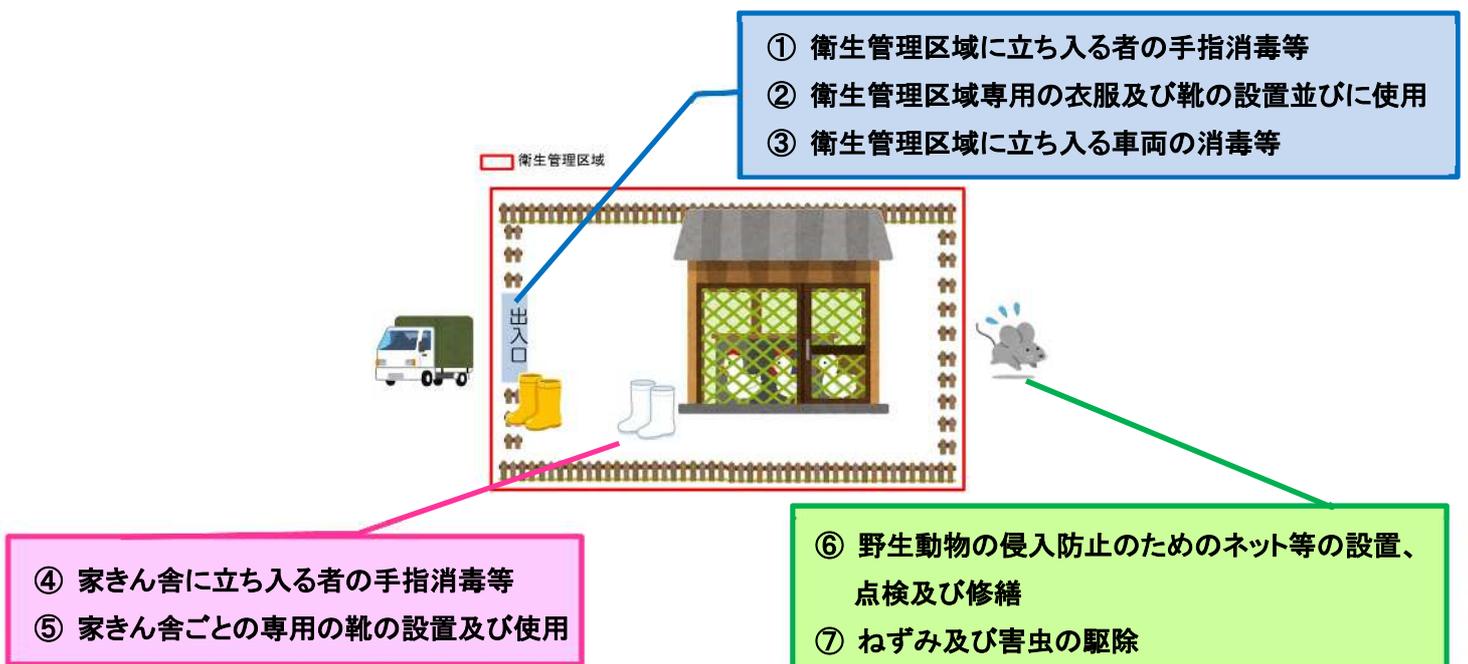
- ・ ①～③、⑤、⑥はすべて「－」
- ・ ④は家きんの世話をする前後に手洗い/消毒をしている、もしくは手袋を着用して管理している場合は「○」
- ・ ⑦は対策をしている、またはねずみや害虫が現れた場合に対策を講じる予定であれば「○」

B. 屋外(飼育小屋など)で飼養している場合

- ※ 衛生管理区域とは、畜舎・飼料の保管場所・家きんの飼養管理に用いる物品の保管場所を含めたエリアのことです。
- ・ ①④は家きんの世話をする前後に手洗い/消毒をしている、もしくは手袋を着用して管理している場合は「○」
- ・ ②は清潔な衣服および靴を着用していれば「○」
野鳥に接するような場所に出かけた後は、衣服及び靴を交換または消毒してからお世話するようにしましょう。
- ・ ③は車の進入がない、またはできない場所で飼育している場合は「－」
- ・ ⑤は家きん舎に人が入れない構造(ペットケージ等)で飼育している場合は「－」
人が入れる構造の場合は家きん舎の入口で専用靴に履き替える、もしくはシューズカバーを着用している、または靴を消毒しているのであれば「○」
- ・ ⑥は飼育小屋等に野生動物侵入防止のための措置をしており、適宜点検や修繕を実施していれば「○」
- ・ ⑦は対策をしている、またはねずみや害虫が現れた場合に対策を講じる予定であれば「○」

飼養衛生管理基準とは？

家畜の所有者が守らなければならない衛生管理の基準のことです。家畜伝染病予防法では家きんを1羽以上飼育している方に遵守を義務付けています。特に重要7項目について、点検実施をお願いしています。



宛先：埼玉県川越家畜保健衛生所 家畜防疫担当
TEL：049-225-4141
FAX：049-226-9653
メール：r2541411@pref.saitama.lg.jp

住 所（市町名）_____

氏 名_____

飼養家さん 鶏・あひる（合鴨）・うずら・きじ・だちょう

飼養場所 屋内・屋外・その他（_____）

【ご注意】
点検を実施した月にご提出ください。
(例) 10月1日～9日に点検実施→10月分として10月10日までに提出

飼養衛生管理基準の自己点検チェック表【__月分】

チェック欄には、遵守していれば「○」、していなければ「×」を記入してください。
③については、車両の進入がない場合は「-」を記入して下さい。

項目	チェック欄
① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	
② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	
③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等	
④ 家さん舎に立ち入る者の手指消毒等	
⑤ 家さん舎ごとの専用の靴の設置及び使用	
⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	
⑦ ねずみ及び害虫の駆除	

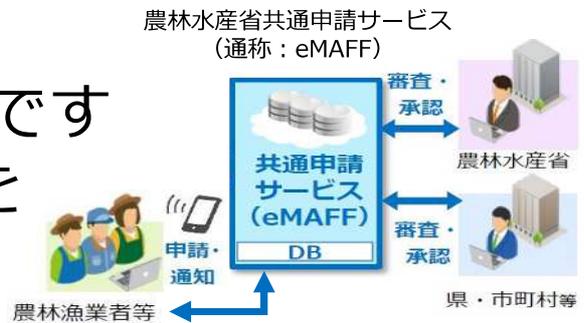
☆メール、FAXまたは電話にて御報告ください。

★報告締切：毎月10日

定期の報告等(※)の手続きが電子化されます

電子化に伴い
eMAFF IDの取得が必要です
eMAFF ID取得の手続きを
お願いいたします

【eMAFF ID取得の流れは裏面又は右のQRコードへ】



電子化によるメリット

- ◆ **インターネット環境があればどこからでも提出できるようになります**
インターネットに接続できる端末（パソコン、スマホ等）があれば自宅や農場から提出ができ、市役所や家保等の窓口への提出や郵送が不要になります。
オフライン環境でも報告書の作成ができます。
※これまでどおり紙での報告も受け付けます。
- ◆ **過去の履歴を引用して報告書の作成ができるようになります**
電子化後は提出されたデータが保存されるようになるので、履歴を引用することで報告書の入力や書類添付の手間が省けます。
- ◆ **報告したデータに基づき、それぞれの農場にあった飼養衛生管理等の指導が受けられるようになります**

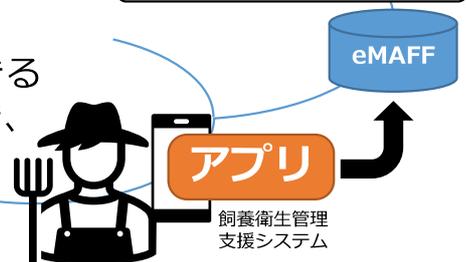
スマホ向け

手続きの電子化にあたってアプリ開発も行っています

アプリを利用すると

- 飼養衛生管理基準をチェックする際に、
写真や図、説明文 わかりやすい 参照できる
- 前回の報告結果と今回の報告結果が比較でき、
遵守状況の変化が目に見える

R6.4月から開始予定



(※)令和6年度から電子化される手続きは

- 令和7年2月の**定期の報告**（全家畜の所有者）のほかに
- ・令和6年10月から**家きんの一斉点検**（家きんの所有者）
- ・令和7年5月から**豚等の一斉点検**（豚等の所有者）等が対象になります

「gBizID エントリー」の取得

eMAFFでは、複数の行政サービスを1つのアカウントにより、利用することのできる認証システム「gBizID」の登録が必要です。

※gBizIDアカウントは、無料でご登録いただけます。

詳しい取得方法は、以下のeMAFFポータルをご覧ください。

eMAFFポータル：<https://e.maff.go.jp>

「eMAFF プライム」の取得

gBizで
本人確認
する場合

- ◆ 法人は法務省が発行する印鑑証明書、個人事業主は市町村が発行する印鑑登録証明書の提出を行うと、gBizID エントリーからgBizID プライムに昇格します。
- ◆ gBizID プライムでeMAFFにログインします。eMAFFポータル画面右上にある「ログイン」からgBizID（メールアドレス）とパスワードを入力すると、eMAFF プライム（eMAFF ID）が自動生成されます。

eMAFFで
本人確認
する場合
(※個人事業主
に限ります)

- ◆ eMAFFポータル画面右上にある「ログイン」からgBizID（メールアドレス）とパスワードを入力すると、本人確認が必要なeMAFF エントリーが自動生成されます。
- ◆ 本人確認は、
 - ・マイナンバーカードを用いてオンラインで行う方法
 - ・審査機関（国、自治体、地域農業再生協議会等）を訪問し、本人確認証明書を提示して対面で本人確認を行う方法があります。※本人確認の審査完了までに最大で1週間程度かかることがあります。本人確認後、eMAFF プライムに昇格します。

eMAFFを利用する場合、利用規約に同意していただく必要があります（初回ログイン時）。

eMAFFを利用してオンライン申請

各制度のマニュアル等を参照の上、オンライン申請を行ってください。

マニュアル：<https://e.maff.go.jp/Manual>

Wiki：<https://e.maff.go.jp/Wiki>

お問い合わせ

Webフォーム：<https://e.maff.go.jp/Inquiry>

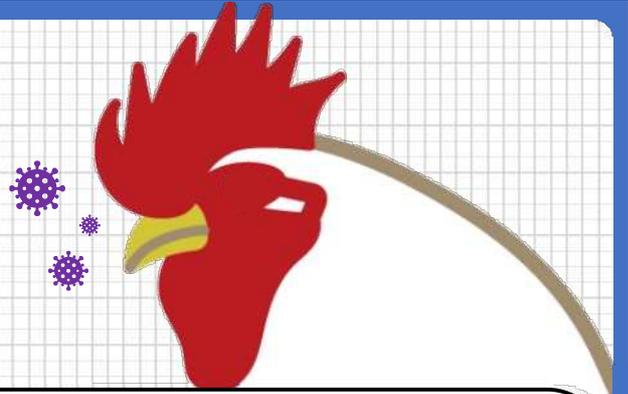
TEL：0570-550-410(ナビダイヤル)

平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）



対策のポイント

高病原性 鳥インフルエンザ



- 渡り鳥の飛来により、今シーズンも高病原性鳥インフルエンザウイルスが我が国に侵入するリスクは極めて高い状況です。
- 本病の発生を予防するため、地域におけるリスク低減対策を推進し、いま一度、農場におけるウイルス侵入防止対策を強化しましょう。

農場における発生予防対策

農場へのウイルス侵入防止対策の強化

飼養衛生管理の基本的な管理項目を毎月点検し、不備があれば改善。

人、物、車両の入出時対策

- ・ 衛生管理区域専用の衣服や靴の使用。
- ・ 着用前後で交差のない動線、明確な境界を確保。
- ・ 適切な車両消毒、手指消毒の実施。
- ・ 家きん舎ごとの専用の靴の使用。

野生動物の侵入防止、誘引防止

- ・ 畜舎の壁、防鳥ネット等の破損修繕。
→特にネコ、イタチ、カラス等の侵入を防止
- ・ ねずみ及び害虫の駆除
- ・ 鶏卵・鶏糞の搬出口に覆いを設置。
- ・ 餌置場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理など誘引を防止。

重点対策期間

渡り鳥の飛来が本格化する前の9月中には防疫体制を整備。

10月から翌年5月までは警戒を強化。

特に11月から翌年1月までは重点対策期間。

健康観察と異状の早期発見

家きん所有者は毎日の健康観察を入念に行い、異状を認めた場合は速やかに管轄の家畜保健衛生所に届け出。



近年の発生地域ではリスクが高いことを認識し、特に重点的に対策を徹底。

家畜保健衛生所、産業動物獣医師など第三者の視点も活用して対策を向上させましょう。



野鳥・野生動物対策

- ・ 農場周辺のため池は、水抜きや忌避テープの設置等により野鳥の飛来を防止
- ・ 農場周辺にカラス等の野鳥を誘引する施設や生息に適した環境がある場合は解消
- ・ 野鳥等への安易な餌やり等の中止

飼養家きんの異状を見つけた場合は、最寄りの家畜保健衛生所に連絡。

埼玉県川越家畜保健衛生所

TEL 049-225-4141

農林水産省HP

「鳥インフルエンザに関する情報」

